

# 談合情報対応マニュアル

令和4年4月

県土整備部

談合情報対応マニュアル 目次

第1	通則	1
1	目的	1
2	定義	1
第2	談合等に係る情報の把握及び初期対応等	2
1	談合等に係る情報の把握	2
2	報告	2
3	談合等に係る情報を得た場合の初期対応	3
第3	公正取引委員会及び警察本部への通報	3
第4	調査委員会による審議等	4
1	談合情報について調査に値するか否かの判断	4
2	官製談合情報について調査に値するか否かの判断	4
3	調査に値するか否かの判断に当たっての留意事項	5
4	県土整備部長への報告	5
第5	調査に値すると判断した場合の取扱いについて	5
1	調査委員会及び発注機関の対応	5
2	事情聴取及び工事費内訳書のヒアリング等の実施方法	6
3	職員に対する調査の実施	7
第6	調査に値しないと判断した場合の取扱いについて	7
1	発注機関の対応	7
第7	調査後の対応について	8
1	談合等の事実があったと認められる場合の対応	8
2	談合等の事実があったと認められない場合の対応	9
第8	入札の取りやめ、入札の無効による落札決定の取消し、 契約の解除後の対応について	9
1	入札方式の変更又は入札参加資格要件の再検討	10
2	入札の再度執行に係る県土整備部長への報告	10
第9	守秘義務	10
第10	その他	10
1	談合等に係る情報管理の徹底について	10
2	調査委員会の審議対象の特例	11
3	指名停止措置の加重について	11
4	報道機関等との対応における留意事項	11
5	建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、 調査、設計等の委託業務（以下「建設コンサルタント業務等」 という。）の入札に係る談合等に係る情報への対応	11
6	その他	12
附則		12

## 談合情報対応マニュアル

### 第1 通則

#### 1 目的

このマニュアルは、千葉県が発注する建設工事について、談合又は官製談合（以下「談合等」という。）に係る情報の提供があった場合の対応、公正入札調査委員会の調査及び各発注機関の入札事務の取扱い等について必要な事項を定め、適正かつ円滑な事務の遂行に資することを目的とする。

#### 2 定義

このマニュアルにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

##### (1) 談合情報

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条及び第8条第1号、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反すると思料される情報をいう。

##### (2) 官製談合情報

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）第2条第5項及び第8条の規定に違反すると思料される職員の関与が疑われる情報をいう。

##### (3) 公正入札調査委員会

公正入札調査委員会設置要領（平成6年4月14日制定）に基づき設置される県土整備部、農林水産部、教育庁及び警察本部の本庁又は出先機関の公正入札調査委員会をいう。

##### (4) 主務部長

談合等に係る情報に係る工事の入札執行を担当する知事部局の各部局長、教育長又は警察本部長をいう。

##### (5) 職員

知事部局、教育庁、警察本部に所属する職員をいう。

(6) 発注機関

建設工事の入札事務の執行を担当する本庁の課又は出先機関をいう。

(7) 人事担当課

発注機関の属する部局において、職員の人事管理に関する事務を所管する課等（知事部局においては各部局の主管課）をいう。

第2 談合等に係る情報の把握及び初期対応等

1 談合等に係る情報の把握

職員は、談合等に係る情報に接したときは、次に掲げるところにより、可能な限り当該情報の把握に努めるものとする。

- (1) 当該情報提供者と現に接触している場合は、情報提供者の氏名（実名をいう。以下同じ。）、職業、連絡先、当該情報の内容について、明らかにするよう要請すること。

ただし、相手方が匿名を希望している場合は、氏名以外について、明らかにするよう要請すること。

- (2) 報道機関の報道又は通報（以下「新聞報道等」という。）により談合等に係る情報に接した場合には、報道機関名、報道機関の連絡担当者及び連絡先を確認の上、報道活動に支障のない範囲で、当該情報の出所及び内容について、明らかにするよう要請すること。

2 報告

- (1) 談合等に係る情報に接した職員は、直ちに建設・不動産課へ報告するものとする。

なお、官製談合情報の場合は、関与が疑われる職員（以下「関与職員」という。）に対する情報の秘匿について十分に留意すること。

- (2) 談合情報を受けた建設・不動産課は、当該談合情報に係る建設工事を所掌する本庁又は出先機関の公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に報告するものとする。

- (3) 官製談合情報を受けた建設・不動産課は、当該官製談合情報の内容が、出先機関の職員に関するものであっても、当該官製談合情報に係る建設工事を

所掌する本庁の事務局に報告するものとする。

この場合、報告を受けた本庁の事務局は、総務課に報告するものとする。

- (4) 事務局は、談合等に係る情報の報告を受けた場合には、別記様式第1により談合等情報報告書を作成し、速やかに調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告を行うものとする。

また、必要がある場合は、情報提供者に対し、更に情報収集等を行うことができるものとする。

- (5) 委員長（主務部長が委員長である場合を除く。）は、事務局から報告を受けた場合、主務部長に速やかに報告するものとする。

### 3 談合等に係る情報を得た場合の初期対応

談合等に係る情報を得た場合において、調査委員会を直ちに開催できない場合や、判断に時間を要することが見込まれる場合には、発注機関は、当面の措置として以下のとおり対応するものとする。

- (1) 落札者決定前に談合等に係る情報を得た場合

入札約款（昭和49年12月27日制定。以下「入札約款」という。）第5条、又は電子入札約款（平成17年8月30日制定。以下「電子入札約款」という。）第6条を適用し、入札の執行を保留する。

- (2) 落札者決定後・契約締結前に談合等に係る情報を得た場合

入札約款第13条第1項ただし書又は電子入札約款第14条第1項ただし書を適用し、契約締結までの期間を延長する。

- (3) 契約締結後に談合等に係る情報を得た場合

工事の進捗状況等の把握を速やかに行う。

### 第3 公正取引委員会及び警察本部への通報

県土整備部長は、調査委員会が調査に値すると判断した談合等に係る情報については、当該判断を行った場合のほか、追加の情報があった場合や、入札手続等の取扱いに係る結論を得た場合など、手続の各段階において、別記様式第2に必要書類を添えて、逐次かつ速やかに公正取引委員会及び警察本部へ通報するものとする。

#### 第4 調査委員会による審議等

##### 1 談合情報について調査に値するか否かの判断

委員長は、事務局からの報告を受けた場合、調査委員会を招集し、次に掲げる基準に基づき、当該談合情報が「調査に値するか否か」について判断するものとする。

この場合において、当該情報にその時点においては未だ検証できない内容が含まれるときは、当該内容については、その検証が可能となった後に改めて審議し、判断するものとする。

(1) 情報提供者の氏名及び連絡先（住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレス等）並びに次の情報が明らかである。

ア 対象工事名

イ 落札予定業者（特定建設工事共同企業体の場合は、代表者名でも可）

(2) 情報提供者が匿名（実名と確認できる場合以外の全てをいう。）の場合は、連絡先及び前記（1）のア、イの情報が明らかであることのほか、更に次に示す情報のいずれかが含まれている。

ア 談合に関与した業者名（落札予定業者を除く。）

イ 談合が行われた日及び場所並びに具体的な談合の方法

ウ 落札予定金額又は落札率

エ 特定の業者から入札金額を指示されていること

オ その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報（別記1による）

(3) 複数の入札参加者から提出された資料において、通常あり得ないような共通した誤りが見受けられるなど、談合の可能性が疑われる。

(4) その他、談合の信憑性が高いと認められる具体的な資料の提供がある。

##### 2 官製談合情報について調査に値するか否かの判断

本庁の委員長は、事務局からの報告を受けた場合、調査委員会を招集し、当該官製談合情報が「調査に値するか否か」について判断するものとする。

調査に値するか否かの判断については、総務課及び人事担当課と連携の上、上記1の基準に準じて行うものとする。

### 3 調査に値するか否かの判断に当たっての留意事項

- (1) 談合等に係る情報が報道機関の報道又は通報の場合であって、情報提供者の氏名、連絡先等を秘匿するとされた場合には、報道機関において把握しているものとみなし、情報提供者が明らかであるとして取扱うこと。
- (2) 落札者決定前に談合等情報を得た場合において、情報の信憑性を確認するため委員会が必要と認めるときは、当該入札を開札し結果を参照することができる。この場合、調査に値しないと判断したときは、第6、(2)による誓約書の徴取及び警告書の交付をするまで、落札者の決定は保留する。
- (3) 落札者決定前に談合等に係る情報を得て、情報の内容に落札予定業者が含まれている場合で次のいずれかに該当するときは、当該情報は、第4、1、(1)、イの落札予定業者が明らかであるとはみなさないものとする。
  - ア 当該情報に係る落札予定業者が、当該工事の指名業者となっていないとき、入札参加資格がないとき、又は入札参加申請をしていないとき。
  - イ 上記(2)により、開札した結果、落札予定業者が当該情報と異なるとき。
- (4) 落札者決定後に談合等に係る情報を得た場合には、既に落札者や落札金額等の入札結果が公表されていることに留意して判断すること。

### 4 県土整備部長への報告

委員長は、「調査に値するか否か」の判断の結果を主務部長に報告し、主務部長は別記様式第3により、関係書類を添えて県土整備部長に報告するものとする。

## 第5 調査に値すると判断した場合の取扱いについて

### 1 調査委員会及び発注機関の対応

談合等に係る情報について、調査委員会が「調査に値する」と判断した場合、判断の時点に応じ次のとおり対応するものとする。

#### (1) 落札者決定前

- ア 発注機関は、入札約款第5条又は電子入札約款第6条を適用し、当該入札を取りやめる。

イ 調査委員会は、辞退者を含むすべての入札参加者（入札辞退届を提出していない未入札者を含む。以下「入札参加者等」という。）に対して事情聴取を行う。

ウ 調査委員会は、入札参加者等に対して工事費内訳書の内容のヒアリング及び工事費内訳書のチェックを行う。

## (2) 落札者決定後・契約締結前

ア 発注機関は、入札約款第13条第1項ただし書又は電子入札約款第14条第1項ただし書を適用し、契約締結までの期間を延長する（第2の3の初期対応の継続を含む。）。

イ 調査委員会は、入札参加者等に対して事情聴取を行う。

## (3) 契約締結後

ア 発注機関は、工事の進捗状況等の把握を速やかに行う（第2の3の初期対応の継続を含む。）。

イ 調査委員会は、入札参加者等に対して事情聴取を行う。

## 2 事情聴取及び工事費内訳書の内容のヒアリング等の実施方法

調査委員会による入札参加者等に対する事情聴取及び工事費内訳書の内容のヒアリング等は次に掲げる事項に留意して実施するものとする。

### (1) 事情聴取

ア 事情聴取の実施時期は、公正取引委員会の調査や警察本部等の捜査に支障がないよう配慮する。

イ 事情聴取は、委員長が指名した複数の委員又は職員により行う。

ウ 事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

エ 事情聴取は、一者ずつ面談室等に呼び出し、別紙1を参照の上、必要事項について聞き取りを行う。

オ 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するなど、情報管理を徹底する。

カ 事情聴取の対象者に対しては、事情聴取の内容を他者に話すことがない



よう徹底する。

キ 聴取結果については、別記様式第4により、事情聴取書を作成する。

ク 事情聴取の報告を受けた委員長は主務部長に報告し、主務部長は別記様式第3により、県土整備部長へ事情聴取書を送付する。

(2) 工事費内訳書の内容のヒアリング及びチェック

ア 上記(1)のア、イ、エ、オ、カと同様に実施する。

イ 工事費内訳書のチェックは、入札参加者から提出された工事費内訳書の内容を確認し、談合等の形跡がないかを入念にチェックする。

ウ 工事費内訳書の内容のヒアリングを行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

なお、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めることは差し支えない。

エ 工事費内訳書の内容のヒアリングは、別紙2を参考として工事費内訳書における積算に係る考え方等について確認する。

オ 工事費内訳書の内容のヒアリング結果については、別記様式第5により、工事費内訳書聴取書を作成する。

カ 工事費内訳書聴取書の報告を受けた委員長は主務部長に報告し、主務部長は別記様式第3により、県土整備部長へ工事費内訳書聴取書を送付する。

3 職員に対する調査の実施

(1) 官製談合情報の関与職員に対する調査については、調査委員会は、総務課及び人事担当課と連携し、協力するものとする。

(2) 事情聴取の実施時期は、公正取引委員会の調査や警察本部等の捜査に支障がないよう配慮するものとする。

(3) 調査委員会は、適宜、千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)第28条第1項の規定により設置される千葉県コンプライアンス委員会(以下「コンプライアンス委員会」という。)から意見を求めるものとする。

第6 調査に値しないと判断した場合の取扱いについて

談合等に係る情報について、調査委員会が「調査に値しない」と判断した場

合、各発注機関は判断の時点に応じ次のとおり対応するものとする。

(1) 落札者決定前（開札前）

入札参加者等から誓約書（別記様式第2-1～2-3。以下同じ。）を提出させ、入札執行に係る警告事項（別紙3。以下同じ。）を書面にて交付の上、入札を執行する。

(2) 落札者決定前（第4、3、（2）による開札後）

入札参加者等から誓約書を提出させ、入札執行に係る警告事項を書面にて交付の上、落札者を決定する。

(3) 落札者決定後・契約締結前

契約を締結する。

(4) 契約締結後

契約を続行する。

## 第7 調査後の対応について

### 1 談合等の事実があったと認められる場合の対応

(1) 入札参加者等に対する事情聴取等の結果、調査委員会が明らかに談合等の事実があったと認められる証拠を得た場合には、落札者決定前、落札者決定後・契約締結前、契約締結後の段階にかかわらず、委員長は主務部長に報告し、主務部長は別記様式第3により、関係書類を県土整備部長に送付するものとする。

なお、県土整備部長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第10条の規定による公正取引委員会への通知を行うものとする。

(2) 落札者決定後・契約締結前の場合には、発注機関は入札約款第6条又は電子入札約款第7条を適用して入札を無効とし、落札決定を取り消す。

発注機関は、落札決定を取り消した場合は主務部長に報告し、主務部長は別記様式3により、関係書類を県土整備部長に送付するものとする。

(3) 契約締結後の場合には、調査委員会は着工工事の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を判断し、発注機関に連絡するものとする。

発注機関は、契約を解除した場合は主務部長に報告し、主務部長は別記様式

第3により、関係書類を県土整備部長に送付するものとする。

- (4) 関与職員への対応については、発注機関は総務課及び人事担当課に協力するものとする。

## 2 談合等の事実があったと認められない場合の対応

### (1) 落札者決定前

調査委員会は、入札参加者等から誓約書を提出させるとともに、入札執行に係る警告事項を交付し、警告の上、下記第8により入札の再執行を検討する。

また、委員長は誓約書を主務部長に送付し、主務部長は誓約書の写しを別記様式第3により県土整備部長へ送付するものとする。

### (2) 落札者決定後・契約締結前

調査委員会は、入札参加者等から誓約書を提出させるとともに、入札執行に係る警告事項を交付し、警告の上、発注機関は、落札者と契約を締結するものとする。

また、委員長は誓約書を主務部長に送付し、主務部長は別記様式第3により、誓約書の写し及び契約書の写しその他関係書類を県土整備部長へ送付するものとする。

### (3) 契約締結後

調査委員会は、入札参加者等から誓約書を提出させるとともに、入札執行に係る警告事項を交付し、警告を行うものとする。

また、委員長は誓約書を主務部長に送付し、主務部長は別記様式第3により、誓約書の写し及び開札調書の写しその他関係書類を県土整備部長へ送付するものとする。

### (4) コンプライアンス委員会への報告

調査委員会は、官製談合情報について、官製談合の事実があったと認められないと判断した場合には、コンプライアンス委員会にその判断理由等について、文書で報告するものとする。

## 第8 入札の取りやめ、入札の無効による落札決定の取消し、契約の解除後の対応

について

入札の取りやめ、入札の無効による落札決定の取消し、契約の解除（以下「入札の取りやめ等」という。）をした発注機関が、再度、入札を実施する場合には、調査委員会と必要な調整を行った上、以下のとおり行うものとする。

1 入札方式の変更又は入札参加資格要件の再検討

(1) 指名競争入札の場合は、入札方式を一般競争入札(事後審査型)に変更する。

(2) 一般競争入札の場合は、入札参加資格要件を緩和の上、再度一般競争入札を実施する。

(3) 特別の事情があり、上記(1)、(2)によりがたい場合は、建設・不動産業課に協議するものとする。

2 入札の再度執行に係る県土整備部長への報告

入札を再度執行した発注機関は主務部長に報告し、主務部長は別記様式第3により、再執行に係る誓約書の写し、開札調書の写しその他関係書類の写しを県土整備部長に送付するものとする。

## 第9 守秘義務

談合等に係る情報に接した職員は、当該情報の提供者の氏名、連絡先その他の職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。人事異動又は退職でその職を退いた後も同様とする。

## 第10 その他

1 談合等に係る情報管理の徹底について

談合等に係る情報は、必要最小限の職員のみが取扱うこととし、主務部長や県土整備部長への報告書及び関係書類（以下「報告書等」という。）については、秘匿性の高い情報が含まれているため、事務局等は、不必要な回議を行わないなど情報の秘匿に留意すること。

また、報告書等を取扱う職員は、報告書等の作成、決裁、保存の各段階において適切に管理すること。

なお、本庁の調査委員会が発注機関に入札の取りやめ等を指示する場合は、建設・不動産業課に事前に相談の上、対応すること。

## 2 調査委員会の審議対象の特例

談合情報が、本庁発注工事と出先機関発注工事の両方に係るものである場合又は複数の出先機関発注工事に係るものである場合など、諸状況により必要がある場合は、本庁の委員長は、出先機関の調査委員会に係る案件を本庁の調査委員会において審議させることができる。

## 3 指名停止措置の加重について

誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条若しくは第8条第1号又は刑法第96条の6の規定に違反した場合、極めて不誠実な行為とみなし、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領(昭和60年4月5日制定)に基づき、指名停止期間を加重して措置するものとする。

## 4 報道機関等との対応における留意事項

- (1) 談合等に係る情報を把握した以降において、報道機関又は情報提供者から県としての対応等について説明を求められた場合には、事務局を所管する長が指名した職員が対応するものとする。
- (2) 談合等に係る情報については、公正取引委員会の調査や警察本部等の捜査の妨げにならないよう、県側から外部に対し積極的に談合等に係る情報を公表するものではないことに留意するとともに、報道機関(当該談合等に係る情報の提供を受けた報道機関に限る。)又は情報提供者から求めがあった場合に限り、公正取引委員会及び警察本部へ通報している旨を明らかにすること。

## 5 建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の委託業務(以下「建設コンサルタント業務等」という。)の入札に係る談合等に係る情報への対応

このマニュアルの規定は、建設コンサルタント業務等の入札に係る談合等に係る情報について準用する。

なお、建設コンサルタント業務等に係る「第8 入札の取りやめ、入札の無

効による落札決定の取消し、契約の解除後の対応について」の準用については、指名すべき業者数が不足する場合を除き、指名業者数を五割増とした上、指名競争入札により執行するものとする。

## 6 その他

このマニュアルにより難しい場合は、建設・不動産課と協議を行うものとする。

## 附則

このマニュアルは、平成6年4月15日から施行する。

このマニュアルは、平成16年4月1日から施行する。

このマニュアルは、平成19年4月1日から施行する。

このマニュアルは、平成20年9月10日から施行する。

このマニュアルは、平成27年4月1日から施行する。

このマニュアルは、平成30年4月1日から施行する。

このマニュアルは、平成30年8月31日から施行する。

このマニュアルは、令和3年4月1日から施行する。

このマニュアルは、令和3年10月1日から施行する。

このマニュアルは、令和4年4月1日から施行する。